

大和平野受益地情報利活用推進事業費補助金交付要綱

平成22年4月1日

最終改正 令和4年4月1日

(趣 旨)

第1条 知事は、大和平野土地改良事業により造成された頭首工や水路等の施設が、農業用水を安定供給し、地域農業の振興に寄与するため高い公共性を有することから、受益地内の農地や分水施設、配水系統等の情報を管理・活用して、効率的で適正な維持管理を行うための経費について、大和平野土地改良区（以下「改良区」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとしその交付に関しては、奈良県補助金等交付規則（平成8年6月奈良県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象及び補助額)

第2条 補助の対象は、大和平野土地改良事業で造成された各施設等の各種情報を管理活用する電算システムの運用に要する経費とする。

2 補助額は知事が定める額とする。

(補助金の交付申請)

第3条 改良区は、補助金の交付を受けようとするときは、大和平野受益地情報利活用推進事業費補助金交付申請書（第1号様式）（以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別紙1）
- (2) 収支予算書（別紙2）
- (3) その他知事が必要と認める書類

(補助指令)

第4条 知事は、第3条の交付申請書類を受理した場合において適当と認めるときは、補助の指令をするものとする。

2 規則第7条第1項の規定により補助金の交付を申請した改良区が申請を取り下げできる期日は、補助の指令の通知を受けた日から起算して15日を経過した日とする。

(補助金の変更申請)

第5条 補助の指令を受けた改良区は、当該指令に係る事業計画の内容について変更しようとするときは、大和平野受益地情報利活用推進事業費補助金変更交付申請書（第2号様式）に次に掲げる書類を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業計画書（別紙1）
- (2) 収支予算書（別紙2）
- (3) 変更理由書
- (4) その他知事が必要と認める書類

(指示及び検査)

第6条 知事は、補助の指令を受けた改良区に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことがある。

(完了報告)

第7条 補助の指令を受けた改良区は、補助事業が完了したときは、速やかに事業完了報告書(第3号様式)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書(別紙3)
- (2) 収支精算書(別紙4)
- (3) その他知事が必要と認めた書類

(補助金の交付)

第8条 知事は、第7条の事業完了報告書を受理した場合において適当と認めるときは、改良区から提出された補助金交付請求書(第4号様式)に基づき、補助金を交付する。

(状況報告)

第9条 補助の指令を受けた者は、補助金の交付決定に係る年度の12月末日現在において、事業遂行状況調書(第5号様式)を作成し知事に提出しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度分の補助金から適用する。
- 2 奈良県土地改良団体運営費補助金交付要綱(平成元年制定)は廃止する。
- 3 廃止前の奈良県土地改良団体運営費補助金交付要綱に基づく、奈良県土地改良団体運営費補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。